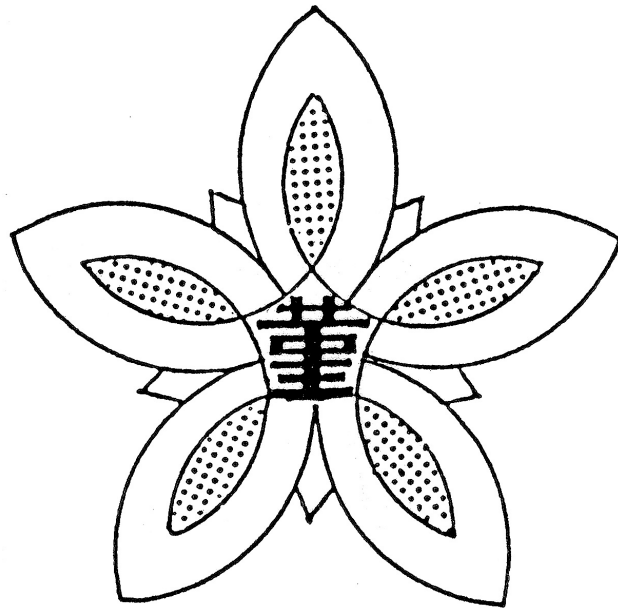


保 存 版

P T A 規 約



2026年度版

宝塚市立すみれが丘小学校 P T A

※卒業されるまで大切に保管してください。

PTA（保護者と先生の会）とは

保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とした任意の団体です。

すみれが丘小学校PTA規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は、すみれが丘小学校PTA（以下「本会」という）と称する非営利の任意加入団体であり、事務所をすみれが丘小学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 章 方 針

- 第 3 条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の方針に従って任意団体として活動する。
1. 会員相互の研修及び親睦をはかる。
 2. 会員の活動を円滑に推進する。
 3. 第2章の目的で活動する他の団体及び機関と協力する。

第 4 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は以下の通りとする。
- (1) 本会の会員資格は、すみれが丘小学校に在籍する児童の保護者と教職員が有する。
 - (2) 本会への入退会は任意である。
 1. 本会は「入会についての同意確認書」によって同意の意思を示した者により構成される。
 2. 本会の退会は下記のとおりとする。
 - イ) 自動退会：子の卒業や転出、または教職員の勤務校の異動や退職によって会員資格を失う者。
 - ロ) 任意退会：自由意志によって退会する者。「入会についての同意確認書」によって同意しない意思を示した者。

第 13 条 役員の選出は、次の方法による。

1. 役員は、立候補により選出される。
2. 会計監査は、原則前年度の会計がこれにあたる。

第 14 条 本会に次のとおり顧問を置くことができる。

- ① 校長 ②教 頭 ③PTA担当教諭 ④原則前年度事務局

第 15 条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会 長 : 本会を代表し、公務を総括する。
 - (2) 副 会 長 : 会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (3) 書 記 : 各種会議の議事を記録し、書類の作成・保管をする。
 - (4) 会 計 : すべての会計事務をつかさどる。
本会の庶務に従事する。
 - (5) 会計監査 : 本会の会計事務を監査する。
 - (6) 顧 問 : 会議に出席し、意見を述べることができる。
- ※ (1)・(2)・(3)・(4)を事務局と称する。

第 7 章 総 会

第 16 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第 17 条 総会は、全会員の過半数をもって成立する。なお、出席には次の各号を含むものとする。

- (1) 本人の出席（対面またはオンライン）
- (2) 書面または電磁的方法による議決権の行使
- (3) 委任状による代理出席

第 18 条 総会の決議は、出席者（前条各号に該当する者を含む）の過半数の同意を必要とする。

第 19 条 総会は、年度当初に開催し、次の事項を行う。

- (1) 新会員に関する報告

- (2) 新役員及び会計監査の承認
- (3) 年度計画、予算案の審議決定及び決算報告の承認
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事項
- (5) 規約改正
(規約改正については、付則 33 条より 3 分の 2 以上の賛成が必要)

第 20 条 定期総会は、事務局が召集する。
運営委員会及び会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき、または事務局が必要と認め
たとき、事務局は臨時総会を召集しなければならない。

第 21 条 総会は、必要に応じて、書面または電磁的方法により決議を行うことができる。
この場合、会員が提出した議決権行使書または電磁的方法による回答をもって出席と
みなすものとする。

第 8 章 運営委員会

第 22 条 運営委員会は、次の構成員とする。
① 役員 ②校長 教頭 教職員代表 ③必要に応じた関係者

第 23 条 運営委員会は、各会員の活動の横のつながりの強化及び事務局の諮問的な役目を果た
すことを旨とする。

第 24 条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) 本会の運営ならびに事業の審議
- (2) 活動計画及び予算の立案、検討
- (3) 総会に提出する議案並びに報告書の作成
- (4) 各会員より委任された事項の処理
- (5) 各会員によって立案された活動計画の審議及びその調整
- (6) その他、事務局が必要と認めた事項、または緊急を要する事項の処理

第 25 条 運営委員会は、原則として每学期 1 回の定例会を事務局が召集する。
その他、構成員または事務局が必要と認めたとき臨時に開催することができる。

第 26 条 総会以外の会議は、構成人員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議決は出席者の
過半数の同意を要す。なお、出席には、本人の出席のほか、書面または電磁的方法に
よる意思表示および委任による代理人の出席を含むものとする。ただし、代理人は会

員に限るものとする。

第 9 章 会員種別

第 27 条 本会の活動を円滑にするため、次の会員種別を設ける。

- ① 運営サポーター会員
- ② ボランティア会員
- ③ 賛助会員

ただし、必要に応じて、会員種別を再編成することができる。
その際、運営委員会の承認が必要である。

第 28 条 各会員種別への所属は、会員本人の意思に基づいて選択される。

第 10 章 付 則

第 29 条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体からも支配、統制及び干渉を受けない。

第 30 条 本会または本会役員名で、営利的な企業の支持や、各種選挙においては候補者を推薦をしない。

第 31 条 事務局は、運営委員会の承認を得て、本会の運営に必要な細則を別に定めることができる。

第 32 条 本規約は、当該年度の総会の日から実施する。

第 33 条 本会の規約は、総会出席者の 3分の2以上の賛成により、改正することができる。

第 34 条 本会の会計は、会計監査を経て、全員に報告されなければならない。

第 35 条 本会の会計については、別に会計規定を定めることができる。

第 36 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第 37 条 この規約は、1998年（平成10年）4月1日より施行する。

2002年（平成14年）	1月30日	一部改正
2004年（平成16年）	1月28日	一部改正
2005年（平成17年）	11月25日	一部改正
2007年（平成19年）	9月11日	一部改正
2012年（平成24年）	11月 8日	一部改正
2019年（令和 元年）	5月 8日	一部改正
2022年（令和 4年）	11月 1日	一部改正
2024年（令和 6年）	12月20日	一部改正
2026年（令和 8年）	4月30日	一部改正